



令和6年10月30日
鉄道局技術企画課

**日本貨物鉄道株式会社に対する保安監査の結果の公表および
不利益処分に係る通知について**

令和6年7月24日に新山口駅構内で発生した日本貨物鉄道株式会社（以下ＪＲ貨物）の列車が脱線する事故が発生し、当該事故の調査過程で、ＪＲ貨物による作業記録の書き換え等の不適切事案が判明しました。

これらの報告された事実を受け、令和6年9月11日から、鉄道事業法第56条に基づく保安監査を実施しました。

その結果を、別紙「ＪＲ貨物の安全確保のために講ずべき措置」として公表します。

また、以下のとおり、ＪＲ貨物に対する行政手続法に基づく不利益処分に係る通知を行いました。

○鉄道事業法第23条第1項の命令

通知事項：弁明の機会の付与

弁明の期限：令和6年11月6日（水）

一連の経緯について：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk7_000045.html

別紙：ＪＲ貨物における輪軸圧入時のデータ改ざんに対し講ずべき措置

（問い合わせ先）

鉄道局技術企画課 中野、中山

代表：03-5253-8111（内線 40701, 40763） 直通：03-5253-8546